

健 発 0 1 3 0 第 4 号
平成 2 5 年 1 月 3 0 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行等について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 18 号）及び予防接種法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 6 号）が本日公布され、同日から施行されるところであるが、その改正の概要等は下記のとおりであり、貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。なお、本通知は、地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

記

1 予防接種法施行令の一部を改正する政令の概要

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期の予防接種の機会を逸した者について、当該機会を確保すること。

具体的には、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「令」という。）第 1 条の 2 第 1 項の表の上欄に掲げる疾病（インフルエンザを除く。以下「特定疾病」という。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる定期の予防接種の対象者であった者（当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）であって、当該定期の予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項に規定する予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して 2 年を経

過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあっては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。こと。（令第1条の2第3項関係）

2 予防接種法施行規則の一部を改正する省令の概要

- (1) 令第1条の2第3項の厚生労働省令で定める者は、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第2条各号に掲げる者とする。こと。

また、平成24年9月1日から急性灰白髄炎の定期の予防接種に不活化ポリオワクチンが使用されることとなったことに鑑み、規則第2条第5号から急性灰白髄炎を削除すること。（規則第2条関係）

- (2) 令第1条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。こと。（規則第2条の3及び第2条の4関係）

- ① 令第1条の2第3項に規定する厚生労働省令で定めるもの（次のイからハまでに掲げる疾病）にかかったこと（やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る。）

イ 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病

ロ 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする治療を必要とする重篤な疾病

ハ イ又はロの疾病に準ずると認められるもの

(注) 上記に該当する疾病の例は、別表に掲げるとおりである。ただし、これは、別表に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不相当者であるということの意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断の下行われるべきものである。

- ② 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る。）

- ③ 医学的知見に基づき①又は②に準ずると認められるもの

- (3) 令第1条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病及び同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次のとおりとする。こと。（規則第2条の5関係）

- ① ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風については、15歳

(4種混合ワクチンを使用する場合に限る。)

② 結核については、4歳

3 留意事項

本改正は、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず定期の予防接種の機会を逸した者について、その機会を確保することを目的として、平成24年に開催された第22回及び第23回厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会における議論を経て実施したものである。(別添参照)

実施主体である市町村長等におかれては、その趣旨に十分留意し、令第1条の2第3項の「特別の事情」があることにより定期の予防接種を受けることができなかったかどうかについては、被接種者が2(2)①の疾病にかかっていたことや、やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかったと判断した理由等を記載した医師の診断書や、当該者の接種歴等により総合的に判断されたい。

4 厚生労働省への報告

本改正に係る予防接種を行った市町村長等は、被接種者の接種時の年齢、当該者がかかっていた疾病の名称等特別の事情の内容、接種した予防接種の種類、今後の予防接種の計画、接種回数等を、速やかに厚生労働省健康局結核感染症課まで報告されたい。なお、同一の者に対する2回目以降の接種に係る報告は不要である。(様式任意)

5 施行期日

公布日(平成25年1月30日)